

オミクロン株が主流である間の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

【要旨】

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が令和 4 年 3 月 17 日に変更になったことに伴い、オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえ、**濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について**、岩手県における取扱方針を下記のとおりとします。

1 発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

感染者の発生場所	濃厚接触者の特定と行動制限	濃厚接触者の待機期間	待機期間の特例
同一世帯内	保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を実施 【これまでと同様の取り扱い】	原則 7 日間（8 日目解除）だが、 <u>社会機能維持者か否かにかかわらず</u> 、4・5 日目の <u>抗原定性検査キットで陰性確認</u> （自費検査）後、 <u>5 日目から解除を可能</u> （7 日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。）	代替え職員等が見つからないなど、 <u>業務継続が困難な場合は、保健所等の判断により、待機期間中においても、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能</u>
事業所等	<u>保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しない</u> が、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請を実施		
入院医療機関、高齢者・障害児童入所施設	保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を実施 【これまでと同様の取り扱い】		
保育所、幼稚園、小学校等	保健衛生部局と児童福祉部局等と連携して濃厚接触者の特定・行動制限を実施 【これまでと同様の取り扱い】		
集団感染（クラスター）が発生した場合	事業所等の中で同時に 5 名以上の集団感染が発生した場合等においては、保健所による濃厚接触者の特定・行動制限を実施 【これまでと同様の取り扱い】		

2 積極的疫学調査について

重症化リスクの高い集団及び同居家族等に重点化して積極的疫学調査を実施する。【これまでと同様の取り扱い】